

## 特許実施許諾契約書

株式会社SUBARU（以下「甲」という。）と富岳高度産業株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が保有する特許を乙が事業として実施するにあたり、以下の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （定義）

第1条 本契約において使用される用語の意味は、以下の各号の通りとする。

（1）「本件特許」とは、甲の所有に係る以下の特許権をいう。

特許第7453777号「分離抽出方法及びバッテリ浸漬用混合物」

（2）「本件事業」とは、本件特許に基づく方法により、バッテリから有価物を分離、抽出及び回収する技術を第三者に提供し、当該第三者に対して本件特許の再実施を許諾し、その対価として実施料収入を得る事業をいう。

内容非開示

## 内容非開示

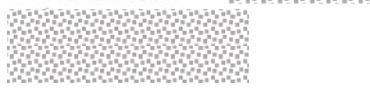
本契約締結の証として、本書の電磁的記録を作成し、両者は、それぞれ電子署名の上、当該電磁的記録を保有する。また、当該電磁的記録を付した電子メール等の送付をもって本契約の書面の交付に代えることを互いに承諾する。なお、電磁的記録により署名を行う場合、甲及び乙は、当該署名を行う者が本契約を締結する正当な権限を有している者であること、又は当該締結権者から真正な権限を与えられている者であることを相手方に対し、表明・保証する。前記によらず、書面で原本を保管する場合は、本書を2通作成し、両者は記名捺印の上、各1通を保有する。

10/07/2025

東京都三鷹市大沢三丁目9番6号

甲：株式会社SUBARU

知的財産部長



東京都三鷹市

乙：富岳高度産業株式会社

代表取締役 萩原 幸弘

Hagiwara Yukihiro

Hagiwara Yukihiro (Oct 7, 2025 13:58:39 GMT+9)